

# 甲田内水面横内漁業協同組合内共第23号第五種共同漁業権遊漁規則

## (目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第23号第五種共同遊漁権に係る漁場（以下「漁場」という）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（やまめ・いわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

## (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付し承認を受けなければならない。

## (遊漁・漁法の制限)

第3条 当該漁業権の対象となっている水産動物を採捕する場合は、竿釣り以外の漁具、漁法による遊漁をしてはならない。

## (遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
やまめ	4月 1日 から 9月30日 まで
いわな	4月 1日 から 9月30日 まで

## (禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
大中津川堰堤から上流 1キロメートルの区域	1月1日から 12月31日まで



(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ	15センチメートル
いわな	同上

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同項に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次2項ただし書に規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
やまめ	竿釣	1日400円 1年3,000円
いわな	竿釣	1日400円 1年3,000円

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(納付場所) 青森市大字合子沢字山崎18番地2 高坂繁光宅

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県共通遊漁の承認等に関する事項)

第9条 この漁場区域において、左欄の魚種を中欄の漁具・漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ遊漁料を納付し、当該遊漁について青森県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

遊漁承認証別	魚種	漁具・漁法	遊漁料(1年)
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	15,000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	8,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県十和田市元町東4丁目1番15号 鳥越経営会計内  
 青森県内水面漁業協同組合連合会

3 第1項の遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反したものについては、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

合子沢川大中津堰堤から下流 $\times$ の渡堰堤に至る

- 5 遊漁者は、ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(表)

No.

### 遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認いたします。

遊 漁 者	住所
	氏名 (年齢 才)

承認期間  
魚種  
漁具・漁法  
遊漁区域  
遊漁料

発行者  
甲田内水面横内漁業協同組合

印

(裏)

### 注意事項

- 1 この承認証は、他人に貸与してはならない。
- 2 遊漁する場合には、この承認証を携帯し、<sup>漁場</sup>遊漁監視員の要求があった時は、これを提示しなければならない。
- 3 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 4 大中津堰堤から下流一の渡堰堤までにおける川底をかくはんしてはならない。
- 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

別記様式第2号

青森県内水面漁業協同組合連合会  
 青森県十和田市元町東四丁目1-15  
 TEL 0176-58-5088 / FAX 0176-24-2568

<表>

(全魚種券)

西曆 (平成 年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
<b>県内共通遊漁承認証</b>		
氏名		年齢 歳
住所		
全魚種	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日	●魚種 全魚種 ●遊漁料 15,000円
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088 / FAX 0176-24-2568		

(溪流魚券)

西曆 (平成 年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
<b>県内共通遊漁承認証</b>		
氏名		年齢 歳
住所		
溪流魚	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日	●魚種 溪流魚 ●遊漁料 8,000円
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088 / FAX 0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・溪流魚券共通)

・県内共通遊漁承認証の種類

	全魚種券	溪流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス ヒメマス(馬沼のみ)、ウグイ、コイ、 フナ、ウナギ	左記魚種からアユが除く
遊漁料金	15,000円	8,000円
券種と 有効期間	1月1日から12月31日までの年券のみ(魚種ごとの有効期間は青森県内水面漁業協同組合規則のきまりによる)	
遊漁区域	青森県内の河川(十和田湖、大森子川、鹿沼川、馬淵川)上流三戸魚 管理内及び川(川)内水面(管理内を除く。また、県内水面漁業協同 組合(各漁協)の遊漁規則で定められた遊漁禁止区域を除く。)	
漁具・漁法	手釣、竿釣	

- ・共通遊漁承認証は、漁漁主催の大会等の特別イベントには適用できません。
- ・共通遊漁承認証は、記名された本人以外には使用できません。また、他人に貸与、譲渡することはできません。
- ・その他、詳しいことは「遊漁手帳」をお読み下さい。

漁場監視員証  
(表)



No.

漁場監視員証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。

氏名

有効期間

発行者

甲田内水面横内漁業協同組合

印

(裏)

注意事項

- 1 この漁場監視員証と監視員腕章の番号は、一致するものとする。
- 2 漁場監視員は、常にこの漁場監視員証を携帯して漁場を見回るものとする。
- 3 この監視員証は、他人に貸与してはならない。
- 4 この漁場監視員証を紛失又はき損したときは、速やかに届け出て再交付を受けなければならない。